参考資料２

平成 24 年９月 19 日　大気環境部会提出資料

特定粉じん排出等作業に関する現行の大気汚染防止法の概要

１．大気汚染防止法の変遷

（１）平成７年の阪神・淡路大震災による倒壊ビルの解体等に伴う石綿飛散問題

ア　平成８年　大気汚染防止法改正

イ　平成９年　大気汚染防止法施行令、同法施行規則改正

- 特定建築材料（吹付け石綿）を使用する一定要件を満たす建築物の解体・改修・改造作業を「特定粉じん排出等作業」とし、事前届出、作業基準の遵守義務を規定

（２）平成 17 年の新聞報道

ア　平成 17 年　大気汚染防止法施行令、同法施行規則改正

- 規制の対象となる特定建築材料として、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を追加
- 規制の対象となる特定粉じん排出等作業について、規模等の要件を撤廃
- アスベストの飛散予防のために遵守すべき作業基準を改正し、工事の施工者に対し作業の内容を見やすい場所に掲示すること等を義務付け

イ　平成 18 年　大気汚染防止法改正

- 石綿が使用されている建築物に加え、石綿が使用されている工作物についても解体作業等による飛散防止対策を義務付け
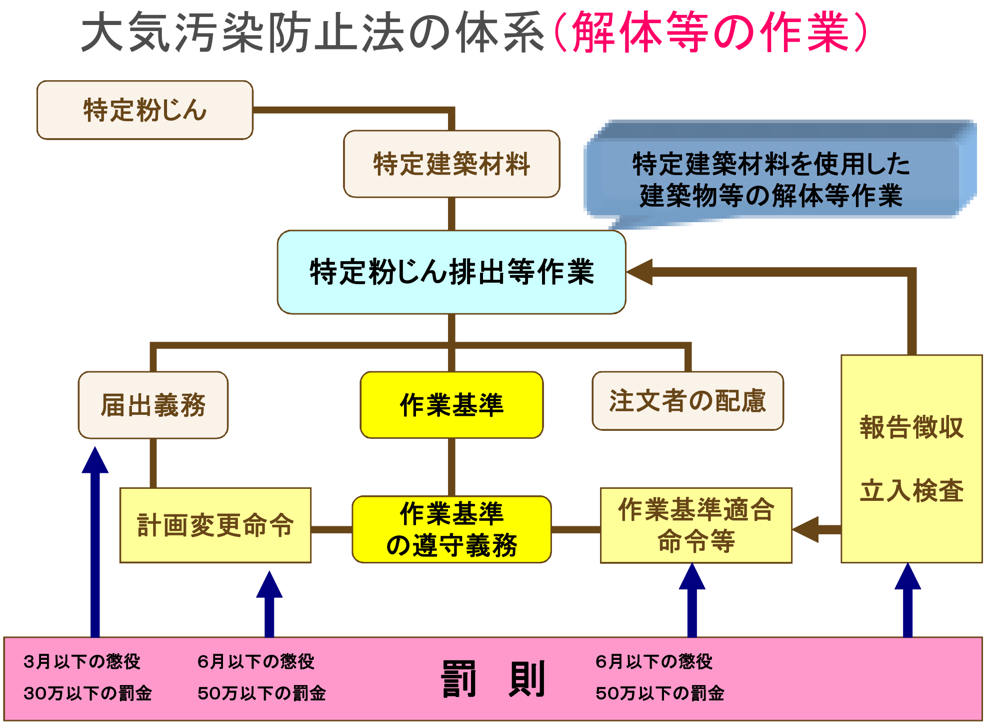
２．現在の法体系